○経済産業省令第十四号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業法施行規則及び電気関係報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

経済産業大臣　西村　康稔

電気事業法施行規則及び電気関係報告規則の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（小売電気事業の登録申請） **第三条の五**　［略］ 2　［略］ 3　法第二条の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一～三　［略］ 三の二　様式第一の三の二の事業計画書 四～七　［略］ 4　［略］ （事業の休止及び廃止に係る小売供給の相手方への周知） **第三条の十一**　法第二条の八第三項の規定により周知させようとする小売電気事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとする日（以下この条において「休廃止日」という。）の前日から起算して六十日前の日（契約電力の値が五十キロワット以上の小売供給契約を締結している場合又はその小売供給の相手方の数が一万以上である場合にあっては、休廃止日の前日から起算して九十日前の日）までに、次の各号のいずれかの方法により、その事業を休止し、又は廃止しようとする旨をその小売供給の相手方に対して適切に周知させなければならない。 一～五　［略］ （供給条件の説明等） **第三条の十二**　法第二条の十三第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、小売電気事業者が小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）を業として行う者（以下「契約媒介業者等」という。）の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。 一～十七　［略］ 十八　当該小売供給の相手方が当該小売供給契約の変更、解除又は解約の申出を行おうとする場合における当該小売電気事業者（当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、当該契約媒介業者等を含む。）の連絡先及びこれらの方法	（小売電気事業の登録申請） **第三条の五**　［略］ 2　［略］ 3　法第二条の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一～三　［略］ ［新設］ 四～七　［略］ 4　［略］ （事業の休止及び廃止に係る小売供給の相手方への周知） **第三条の十一**　法第二条の八第三項の規定により周知させようとする小売電気事業者は、あらかじめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれかの方法により、その事業を休止し、又は廃止しようとする旨をその小売供給の相手方に対して適切に周知させなければならない。 一～五　［略］ （供給条件の説明等） **第三条の十二**　法第二条の十三第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、小売電気事業者が小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）を業として行う者（以下「契約媒介業者等」という。）の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。 一～十七　［略］ 十八　当該小売供給の相手方が当該小売供給契約の変更又は解除の申出を行おうとする場合における当該小売電気事業者（当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、当該契約媒介業者等を含む。）の連絡先及びこれらの方法